

元禄の郷中法度

秋元家が領内に展開した検地・治水・殖産など具体的な政策は各章節に譲り、ここでは元禄七年（一六九〇）正月に出された郷中法度（ごうちゅうはつぽう）を取り上げておこう（近世Ⅰ五二）。現在のところ、秋

元家の支配方針をうかがえる唯一の史料である。

この郷中法度は代官から村へ出されたものであるが、条目の順番に移動などがあるものの、重職から代官へ出された同種の法度も残されている（朝日馬場渡辺洋男家文書）。『富士吉田市史』史料編三巻「近世Ⅰ」に採録されている同法度も、重職から代官へ出されたものである。市域の法度とは代官名が異なっており、代官の担当地域割り（あか）が成立していたらしいことがわかる。そして代官宛の同法度では、これら各条目は先年から御法度に仰せつけていたが、改めて順守を申し付けたとあり、集大成されたものであることがわかる。

この郷中法度は二五か条からなる。（一）キリシタン改め・五人組改めの励行。（二）火の用心・博奕（ばくち）禁止。（三）郷ごとの堰・川普請の実行。（四）廻村の督促。（五）作付け配慮。（六）伐採禁止木の指定。（七）むやみな焼畑の禁止。（八）山畑の吟味。（九）木山の尊重。（一〇）道・橋の検分督促。（一一）婚姻範囲の制限。（一二）他所奉公禁止・人の出入り届出。（一三）新田・新畑の改め。（一四）他所へ出す商物の届出。（一五）参詣など旅行の届出。（一六）他所者居住の禁止。（一七）諸国を往来するものの入領禁止。（一八）家作の届出。（一九）商人ほか他所より来訪人の届出。（二〇）他出の際の目的と帰村日の届出。（二一）雑木山などの保安督促。（二二）内済（ないさい）の督促。（二三）桑・漆・楮（こ）の植栽の奨励。（二四）親・兄弟得心の婚姻奨励。（二五）華美な婚礼の禁止である。

おおまかにいって、幕法の順守（一）（二）と村役人の心構え（四）（五）（二二）などVを求める条目、山および山資源の利用・保護（六）（九）などVに関する条目、人々の往来・移動を制限する（一）（二）（一五）（一九）（二〇）などV条目、また、これと関係する婚姻に関する（二一）（二四）（二五）V条目に分かれている。

山利用に関係する条目の充実度は、都留郡がおかれている地理的条件に基づくもので、人々が山野の積極的な開発にむかっていたことをうかがわせる。ただし、それは本田畑の開発行為との関連で許容されるものであった。八条目で触れられているように、本田へ水害被害を及ぼすような山畑開発は禁止されねばならなかった。また、九条目では代官の監督責任が問われているが、商人ほか他所より来訪人の届出、参詣など旅行の届出、他所へ出す商物の届出においても、代官が積極的に関与することが求められており、担当地域割りされた代官職の機能（きん）が明確になってきているともいえる。

往来の把握と 人々の往来・移動制限は、この時期の領主に共通するものである。その意図は、島原の乱が起る宗門改帳作成（しんもんかいちやう）ころ直前という時代状況もさることながら、寛永一四年（一六三七）三月に、藩主泰朝から谷村の重職へ出された書状にもうかがえる（近世Ⅰ四七）。同書状では、とにもかくにも耕作に専念することが求められており、そのためにさまざまな風説（ふうせつ）が入り込むことを嫌い、もめごとの原因を作り、首謀者となるかもしれない牢人（らうにん）、また遊民の村からの排除が求められている。秋元家は人々や品物の出入りをチェックするため、郡内一六

表1-2-(1) 鉄砲組のうち矢貝清太夫組者頭変遷（宝永年間まで）

(1) 寛文12年	矢貝清太夫	延宝五年に年寄役へ
(2)	山田与左衛門	元禄3年に病死
(3) 元禄4年	町田弥五左衛門	若殿様付へ
(4) 元禄8年	矢貝文右衛門	番頭役へ
(5) 元禄15年	木呂子与右衛門	鎗奉行へ
(6) 宝永2年	山本次郎太夫	留守居役へ
(7) 宝永7年	村山甚太夫	（正徳2年）御用人役へ

表1-2-(2) 残り7組の宝永年間の者頭変遷（貞享3年から8組編成）

鉄砲組	村山甚太夫（組替）	→宝永7年石川孫兵衛
鉄砲組	太陽寺友右衛門（年寄役）	→宝永5年関口源太夫
鉄砲組	岡谷門右衛門（旗奉行）	→享保2年村岡兵右衛門
鉄砲組	持田十左衛門（宝永3年御用人）	→新井甚兵衛
弓組	大沼十郎左衛門（鎗奉行）	→宝永7年佐藤平太夫
弓組	石川十郎右衛門	
弓組	長山市郎左衛門（宝永3年旗奉行）	→寺田九兵衛（病死）→宝永5年佐藤平太夫（組替）→宝永7年真下清兵衛

勘定奉行・勘定所詰など経済担当部門の充実がうかがえる。その多くは、谷村時代後年には成立していた職と思われる。

同帳では者頭取次はあるが、者頭は見えない。ただし、この時期の者頭をつとめる八人のうち四人は同帳で確認できないが、この者頭取次四人は者頭である。また、番頭役は矢貝文右衛門（分限帳書拔で家老）の就任職に見える職である（表一―二―（二）（二）参照）。者頭が鉄砲組足輕・弓組足輕を支配するのに対して、おそらく、番頭は本来徒士を支配したのであろうが、やがて、無役の家中侍層を組織編成で支配することになったのではなからうか。同帳では、番頭支配のものが高禄のものを含めて二九名みえており、また、そのうち扶持記載のものも、先の「上州惣社より甲州谷村へ御所替之節御家中面附帳」で石高記載されていたものたちの後裔で、このころ無役となっていたものであろう。番頭は彼らを統括した職であらう。

か所に番所を設置していた（近世Ⅰ四五）。このうち五か所は御城山口・二丸口・二丸文庫・二丸中町口・下町口と城郭と城下であるが、他の過半は道志・秋山・川口・船津・長浜・鳴沢・山中などで、とくに相模・駿河との流通・往来が念頭に置かれていたと思われる。

また、キリシタン改めの励行は宗門人別帳の作成につながっていった。市域で最も古くは、承応三年（一六五二）の川茂村西福寺による不右衛門女房の宗旨手形が残されている（近世Ⅰ一五）。この手形は、西福寺が、不右衛門女房がキリシタンでなく檀家であることを証明したものである。手形は朝日馬場村庄屋へ提出されており、この女性が、事情は不明であるが朝日馬場村に居住するにあたり、川茂村から朝日馬場村へ提出され、送籍状ともなっている。こうして、村から村への人の移動は領主に把握されることになる。

一人一人をある寺院の檀家とする寺請制度の整備確立と軌を一にし、個別の宗旨手形・送籍状は村ごとに集計されるようになる。都留郡では、人別帳の作成は元禄七年（一六九〇）に、江戸で虚説の罪で処罰された者の触れのなかで命じられているが（近世Ⅰ五三）、同一五年の小形山村の宗門人別帳（同一二七）のように、宗門改帳と人別帳を総合した戸籍簿のごとき書類が作成されていくことになる。宗門人別帳は村ごとに家数・人数が記され、さらに、のちのものであるが正徳二年（一七三三）の朝日馬場村の宗門改め手形（同一二八）のように、改め年ごとに、他村から移住した数、村内から他出した数の内訳を記すものとなっていく。

寛文年間から職制整備が進んだとして、その職制のいったんは「分限帳書拔」（近世Ⅰ三〇）にうかがえる。先との関連でいえば、高山伝右衛門が御城代とあり、また、木呂子与右衛門が御鎗奉行、長山市郎左衛門が旗奉行であるなど（表一―二―（一）（二）参照）、川越へ転封してさほどたない時期のものである。同帳は書拔と題されるごとく、役職を網羅したものではない。それにしても、役方は代官のほか

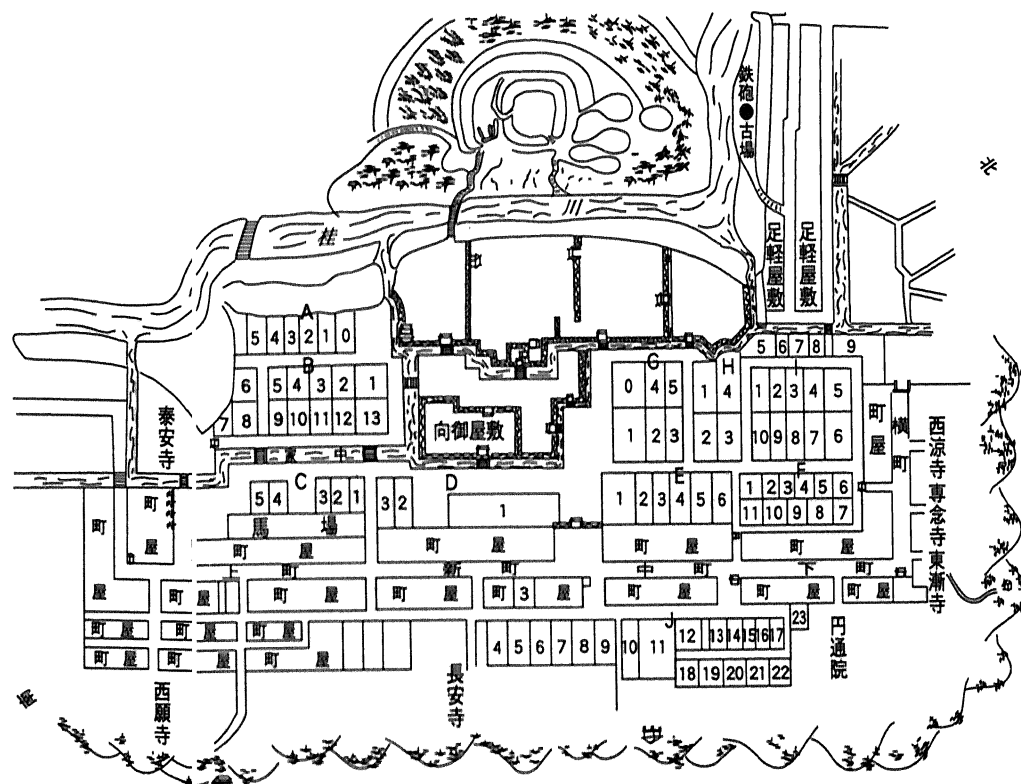
表1-3 谷村城下の家臣団屋敷地と役職

区画	絵 図 記 載	分限帳書抜記載（空白は未記載・未詳）
A		
0	御蔵屋敷	
1	酒井権左衛門	家老 600石
2	木呂子与右衛門	鎗奉行 250石
3	加藤又右衛門	番頭支配 150石
4	関口彦太夫	使者役 150石
5	吉見春庵	医師15両 3人扶持
B		
1	福井伝左衛門	番頭支配 350石
2	島田勘太夫	使者役 100石
3	石川安左衛門	使者役 150石
4	板倉喜左衛門	番頭支配 150石
5	長山市郎左衛門	旗奉行 200石
6	黒子権右衛門	（権太夫が使者役150石）
7	柴田弥二兵衛	（弥治兵衛） 武具奉行100石
8	石川十郎左衛門	者頭取次 200石
9	牧野小右衛門	使者役 150石
10	坂庭清左衛門	番頭支配 100石
11	新井甚五左衛門	番頭支配 100石
12	安太夫	
13	堀内十太夫	番頭 250石
C		
1	岡谷市右衛門	番頭支配 200石
2	神山善右衛門	使者役 200石
3	井古田七兵衛	使者役 150石
4	松野善太夫	番頭支配 150石
5	関口五左衛門	（両記載）武具奉行 150石 ・番頭支配 150石
D		
1	高山五兵衛	無役格無し 500石
2	小川孫左衛門	使者役 150石
3	矢貝文右衛門	家老 500石
E		
1	高山源五郎	番頭支配 550石
2	高山伊太夫	番頭支配 350石
3	町田弥五左衛門	番頭 300石
4	福井長左衛門	使者役 250石
5	村岡金太夫	番頭支配 100石

区画	絵 図 記 載	分限帳書抜記載（空白は未記載・未詳）
6	萩谷与五右衛門	番頭 400石
F		
1	下江源左衛門	（両記載）使者役 150石・ 宗門改役 150石
2	山田長吉	番頭支配 7人扶持
3	新井勘兵衛	者頭取次 200石
4	岡田五郎左衛門	番頭支配10人扶持
5	村岡兵右衛門	（七右衛門が番頭支配 100石）
6	梶塚六左衛門	（源五左衛門が使者役 200石）
7	磯伝左衛門	代官御免、当分無役25俵 3人扶持
8	土田忠左衛門	（忠右衛門が勘定奉行50 俵 2人扶持）
10	白川角右衛門	
11	菅沼与治右衛門	（小八郎が番頭支配 7人 扶持）
G		
0	御馬屋	
1	安中六兵衛	家老 600石
2	持田十蔵	
3	吉田久左衛門	番頭支配 100石
4	高橋源右衛門	馬役10人扶持
5	御用屋敷	
H		
1	土屋郷右衛門	（郷左衛門が番頭支配 100石）
2	杉本定左衛門	番頭支配 100石
3	林半兵衛	（新規）町奉行 150石
4	田谷甚右衛門	使者役 100石
5	山田助右衛門	番頭 100石
	（絵図は山口と とあるが山田 カ）	
6	清水新左衛門	御納戸30俵 2人扶持
7	後関善五左衛門	代官
8	河内長三郎	勘定奉行50俵 2人扶持
9	太陽寺友右衛門	者頭取次 300石

区画	絵 図 記 載	分限帳書抜記載（空白は未記載・未詳）
I		
1	清水甚右衛門	番頭支配 100石
2	河内平蔵	納戸詰
3	竹内又兵衛	代官
4	新保佐助	勘定所詰15俵のうち
5	内藤七左衛門	代官
6	市川浅右衛門	使者役 200石
7	大沢与左衛門	番頭支配 100石
8	小俣源次郎	番頭支配15人扶持
9	内藤清左衛門	番頭支配 150石
10	上村新九郎	（七兵衛が番頭支配 100石）
J		
1	清水庄右衛門	代官
2	小林安太夫	中間頭24俵 2人扶持
3	三木五郎右衛門	代官
4	三木治郎左衛門	勘定奉行50俵 3人扶持
5	藤枝定右衛門	納戸詰
6	市川佐左衛門	
7	根岸次郎兵衛	代官御免、当分無役25俵 2人扶持
8	根岸彦左衛門	（小四郎が大納戸40俵 2 人扶持）
9	今井四郎右衛門	御大納戸70石（俵カ） 2 人扶持
10	土田見徳	医師10人扶持
11	高山伝右衛門	城代1000石
12	熊田儀太夫	代官御免、当分無役25俵 3人扶持
13	岡田二郎太夫	
14	佐々木惣右衛門	
15	塚越長右衛門	
16	篠原源左衛門	納戸詰
17	桐生儀右衛門	（他史料では川越で勘定 奉行）
18	久保田徳右衛門	代官御免、当分無役30俵 3人扶持
19	田中義左衛門	番頭支配 100石
20	仁左衛門	
21	高山新兵衛	大目付 150石
22	加藤弥左衛門	宗門改役 100石
23	広田九兵衛	勘定所詰15俵のうち

図1-1 家臣屋敷の区画別略図



谷村時代にはなかったと思われる職が、川越での新規と記される町奉行である。つまり、谷村では町方と在方の区別はなされていなかったことになる。従って、郡奉行も川越での新規設置となる。先の「秋元家譜原委私鈔集」によれば、元禄五年（二六三）に下野都賀郡で五〇〇〇石を増された際に、秋元家は在地に陣屋を置いて支配しており、この当時、高の過半を占めた都留郡以外の領地支配はそれぞれ在地に任されていたように思われる。どのようにこれらを統括していたか、統括職があったか否かは、いまのところ知らない。

また、市域に
宝永城下絵図
は宝永二年

比させてみたのが図一・表一三である。城下絵図にみえる家臣屋敷地は八九に過ぎず、また、その全員を対比することはできなかったが、幾分かの特色はうかがえよう。

屋敷地は基本的には、城郭部分を取り巻くAからE、およびGの区画、その北東部に付随するF・H・Iとなり、さらに、町屋をはさんでJ区画が位置する。AからE、およびGの区画はA1の医師吉見春庵を除いて、家老・鎗奉行・旗奉行・使者役・番頭・者頭取次などの重職層に、番頭支配などの屋敷地となっている。対してF・H・Iになると、そこには使者役・者頭取次・番頭支配などもいるが、勘定奉行・勘定所詰、そして代官層の名がみえている。

山際のJは特異な区画となっている。城代高山伝右衛門の広大な屋敷が目立つが、その一方で、勘定奉行・代官・納戸詰・中間頭らの集住地となっている。宝永二年の城下絵図に先立つ広島市立図書館所蔵の城下絵図（村絵図一）では、この区画には四軒分しか侍屋敷は描かれていない。今井四郎右衛門を仮に七〇俵とすれば、高山伝右衛門に番頭支配田中儀左衛門・大目付高山新兵衛・宗門改役加藤弥左衛門で一〇〇石以上四人となる。この区画は、当初はわずかな石取り層へ屋敷割りされたに過ぎず、遅れて、代官層へ屋敷割りされて行ったのかもしれない。また、絵図の記載どおりに、城代となった高山伝右衛門の屋敷がこの区画から動いていないとすれ

ば、ある時点で屋敷割りは固定し、役職、高の上昇などによる大幅な屋敷変えはおこなわれなかったように思われる。

綱吉政権と喬知

宝永元年（一七四四）一二月、秋元喬知は転封を申し渡された（『徳川実紀』）。国中の過般は甲府徳川家の領地となっていたが、徳川綱豊が宝永元年に綱吉の養子として江戸城へ迎えられたため、空いた国中へ、綱吉政権を支えて来た柳沢吉保が配置されることになった。このとき、吉保は甲府徳川家と異なり、翌二年には国中の三郡を一円に与えられることになった。国主待遇である。実質、国主とするためには、のち都留郡が幕府領ながら柳沢氏の預かり地支配になったことから見れば、都留郡を空ける必要があったと思われる。そのための秋元家転封であった。喬知の転封先は吉保が在城していた武蔵川越で、交換転封の形がとられた。この点からみれば、喬知にとっても、この転封は大きな意味を持っていた。



秋元喬知画像（秋元和朝家蔵）

喬知は戸田忠昌を父に、秋元富朝の娘を母に生まれ、富朝の養子となった。延宝五年（一六八七）には奏者番に任じられた。奏者番は將軍に拝謁する大名や幕臣の官位・姓名・献上品を披露し、將軍からの下賜品を伝達する役目で、いわば出世の振り出しの職である。ここで將軍の覚えが目出度ければ要職へと駆け登って行く。喬知は老中であった実父戸田忠昌の後ろ盾もあったろうが、『秋元家譜原委私鈔集』に五代將軍綱吉御前で論語ほかを講釈した記事が散見され、好学の気風のなか、綱吉の眼鏡に叶う譜代大名でもあったろう。綱吉の初政として重要な越後松平家改易の城受取を命じられていることも興味深い。また普請事業も無難

にこなし、寺社奉行、若年寄を経て、元禄一二年（一六九六）、実父忠昌の死去で老中に就任した。そして、川越への転封である。このときの転封が柳沢吉保への厚遇であったとすれば、喬知にとっても厚遇であった。川越は江戸城を守護する重要な城郭の一つで、江戸初期から幕政に参画する譜代大名のシンボリックな城であった。

宝永二年（一七四五）二月、秋元家は谷村を引き払い川越へと移って行った。この転封をもって、都留郡は二度と私領となることはなかった。